旅券法第十九条の二第一項の規定に基づく一般旅券の返納命令に関する通知

平成二十五年四月十七日

外務大臣　岸田　文雄

次に掲げる者は、旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号）第十九条第一項第二号に該当しますので、その所持する一般旅券を平成二十五年五月二十一日までに外務大臣又は領事官に返納するよう命じます。

なお、この処分に不服があるときは、行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）の定めるところにより、外務大臣に対し異議申立てができます。異議申立ては、処分があったことを知った日の翌日から起算して六十日以内にしなければなりません。

また、行政事件訴訟法（昭和三十七年法律第百三十九号）の定めるところにより、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、処分の取消しの訴えを提起することもできます。取消しの訴えは、処分があったことを知った日から六か月を経過したときは、提起することができません。また、取消しの訴えは、処分の日から一年を経過したときは、提起することができません。

一、氏名　小菅　英友
　生年月日　昭和四十九年十一月十六日生
　旅券申請上の住所　大阪府大阪市

二、返納すべき旅券
　旅券番号　TH八四〇九七〇五
　発行年月日　平成二十一年二月十八日
　旅券名義人　小菅　英友

三、返納すべき理由
　当該旅券名義人は、平成二十四年八月三十一日、和歌山地方裁判所から、窃盗事件の被疑者として逮捕状が発付され、平成二十五年三月十八日、警察庁から外務大臣にその旨通報があったことから、旅券の交付の後に、旅券法第十三条第一項第二号に該当する者であることが判明したものである。よって、本件は、一般旅券の返納を命ずることができる場合となる旅券法第十九条第一項第二号に該当する。

労　働

中央労働委員会の地方調整委員の候補者の推薦について

中央労働委員会の、中部区域の労働者を代表する地方調整委員である清水恭司氏の任期が平成25年６月25日をもって満了するため、労働組合法施行令（昭和24年政令第231号）第23条の２第４項の規定により準用する同令第20条第１項の規定により、資格のある労働組合は、下記により、労働者を代表する地方調整委員の候補者を推薦されたい。

平成 25 年４月 17 日

厚生労働大臣　田村　憲久

記

1　推薦者資格　上記の候補者を推薦する資格を有するものは、労働組合法（昭和24年法律第174号）第19条の３第２項に規定する特定独立行政法人職員が結成し、若しくは加入する労働組合又は２以上の都道府県にわたって組織を有する労働組合であって、同法第２条及び第５条第２項の規定に適合するものであること。

2　被推薦者資格　国家公務員法（昭和22年法律第120号）第38条に規定する欠格条項に該当しない者であること。

3　推薦手続　推薦に当たっては、別記様式による推薦書に被推薦者の履歴書及び地方調整委員に就任することについての内諾書を添付すること。

なお、当該労働組合が、労働組合法第２条及び第５条第２項の規定に適合する旨の中央労働委員会の証明書を併せて添付すること。

4　推薦書類の提出期限　平成25年５月16日

5　推薦書類の提出先　厚生労働省政策統括官付政政担当参事官室　（〒100―8916　東京都千代田区霞が関１―２―２中央合同庁舎第５号館）

別記様式

平成　　年　　月　　日

厚生労働大臣　殿

労働組合名（代表者名）　　印

中央労働委員会の労働者を代表する地方調整委員の候補者の推薦について

労働組合法施行令（昭和24年政令第231号）第23条の２第４項の規定により準用する同令第20条第１項の規定による中央労働委員会の地方調整委員の候補者の推薦の求めに応じ、労働者を代表する地方調整委員の候補者として下記の者を推薦します。

記

中部区域の労働者を代表する地方調整委員

氏　名	年齢	現　職	略歴	備　考

公　告

諸　事　項

工場財団

東京都千代田区神田錦町一丁目４番地**エネルギープロダクト株式会社**の工場財団に青森県三沢市大字三沢字早稲田422番119早稲田自然エネルギー発電所についての工場財団所有権保存登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成 25 年４月 17 日

青森地方法務局十和田支局

相続財産管理人の選任

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の管理人を次のとおり選任した。

平成２５年（家）第２４０号

大阪市中央区北浜２丁目５番４号

申立人　大阪市信用金庫

本籍大阪府大阪市住吉区帝塚山西２丁目50番地、最後の住所大阪府堺市北区北花田町４丁112番地25、死亡の場所大阪府大阪市阿倍野区、死亡年月日平成24年７月19日、出生の場所大阪府大阪市西成区、出生年月日昭和40年７月11日、職業不詳

被相続人　亡　小畑　　真

事務所大阪市中央区今橋２丁目２番２号　南都銀行大阪北浜ビル５階

相続財産管理人　弁護士　市川　裕子

大阪家庭裁判所堺支部

平成２５年（家）第１６５号

大阪府河内長野市楠町西900番地

申立人　城戸　久子

本籍神戸市須磨区明神町２丁目４番、最後の住所神戸市須磨区明神町２丁目４番８号、死亡の場所神戸市西区、死亡年月日平成24年10月19日、出生の場所鹿児島県日置郡東市来村、出生年月日昭和４年８月10日、職業不詳

被相続人　亡　前田　愷朗

事務所神戸市中央区京町74番地　京町74番ビル６階　かがやき法律事務所

相続財産管理人　弁護士　須山幸一郎

神戸家庭裁判所

平成２５年（家）第２６８号

さいたま市浦和区常盤10丁目13番10号

申立人　りそな保証株式会社

本籍神戸市兵庫区菊水町４丁目17番地、最後の住所神戸市兵庫区菊水町４丁目３番12号、死亡の場所兵庫県神戸市兵庫区、死亡年月日平成24年６月11日頃から20日頃までの間、出生の場所大阪府泉南市春木町、出生年月日昭和８年８月30日、職業警備員

被相続人　亡　横山　正夫

事務所神戸市中央区三宮町２丁目11番１号センタープラザ西館501号室　神戸中央法律事務所

相続財産管理人　弁護士　森　　有美

神戸家庭裁判所

平成２５年（家）第２０８号

和歌山県西牟婁郡上富田町岩田690番地の12

申立人　山根起久司

本籍和歌山県西牟婁郡上富田町岩田1045番地、最後の住所和歌山県西牟婁郡上富田町岩田1046番地、死亡の場所和歌山県西牟婁郡上富田町、死亡年月日平成25年２月26日頃、出生の場所徳島県徳島市、出生年月日昭和14年２月13日、職業無職

被相続人　亡　長谷川直行

事務所和歌山県西牟婁郡上富田町朝来576番地の１

相続財産管理人　司法書士　稲垣　　淳

和歌山家庭裁判所田辺支部